

～世界一の交通安全都市TOKYOを目指して～
4月6日(金)～15日(日)は
春の全国交通安全運動

「世界一の交通安全都市TOKYOを目指して」をスローガンに、4月6日(金)から15日(日)までの10日間、春の全国交通安全運動が実施されます。運動期間中は、交通違反の指導・取り締まりを強化し、事故防止のための啓発を図ります。
 交通事故のない明るい街づくりにご協力をお願いします。
 問合せ 東村山警察署 ☎042・393・0110、道路交通課交通安全係 ☎042・497・2096

今回の交通安全運動の5つのポイント



子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止



自転車の安全利用の推進



全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底



飲酒運転の根絶



二輪車の交通事故防止

自転車も交通ルールを守りましょう

自転車は、道路交通法により「軽車両」に位置付けられ、自動車と同様の交通ルールに従って、運転をしなければなりません。平成27年6月から、道路交通法の一部改正により、悪質・危険な運転を繰り返す自転車運転者に対して「自転車運転者講習」が義務化されました。

平成30年度「子どもと高齢者の自転車安全教室」

春の全国交通安全運動期間中に、子どもと高齢者への交通安全マナーの周知徹底をはかるため、自転車安全教室を実施します。東村山警察署による自転車の実技指導などを行いますので、ぜひお越しください。
 日時 4月7日(土)午前10時～11時30分
 場所 清瀬小学校
 ※直接会場へ。雨天中止。
 問合せ 駐車場交通協力会・小原 ☎090・3348・6847、道路交通課交通安全係 ☎042・497・2096

ご利用ください！ クレア市営駐車場

クリア市営駐車場は24時間営業となっています。また、「パーク&ライド」と「カーシェアリング」の2つのサービスも実施していますので、お買い物やドライブなどの際にぜひご利用ください。
 問合せ 道路交通課交通安全係 ☎042・497・2096

「パーク&ライド」とは？

駐車場事業者と鉄道事業者による、環境とお財布に優しいサービスです。クリア市営駐車場に駐車して電車に出掛けることで、駐車料金が割り引きされます。



① クレア市営駐車場に車をとめて、交通系ICカードを使用して、清瀬駅から電車でお出掛け。



② 出庫時に交通系ICカードで精算。清瀬駅の降車履歴が確認され、駐車料金が100円割引されます(最大料金適応時のみ)。

※クリア市営駐車場の駐車料金については市ホームページをご覧ください。
 ※パーク&ライドサービスについての詳しいお問い合わせは、タイムズクラブ ☎0120・39・8924 ☎https://times-info.net/へ。

「カーシェアリング」とは？

必要なときに自由に車を利用できるサービスです。まずはタイムズカーシェアリングのホームページ(下記参照)で会員登録(有料)し、会員カードを入手しましょう。



① パソコン・携帯電話・スマートフォンで車の空き状況を確認し、予約します。



② 会員カードをカーシェアリング用の車にかざし、ロック解除。車を使用できます。(15分に付き206円より・ガソリン代込み)



③ ご利用が終わったら、クリア市営駐車場に車を戻し、会員カードで施錠して終了。

※カーシェアリングサービスについての詳しいお問い合わせは、タイムズ24株式会社 ☎0120・20・5037 ☎http://plus.timescar.jp/へ。

交通災害共済の申込みを受け付け中

加入資格 共済期間の開始日に清瀬市に住民登録のある方
 共済期間 4月1日(日)～平成31年3月31日(日)(4月1日(日)以降に加入申込みをした場合、申込日の翌日から平成31年3月31日(日)まで)
 会費 1人あたりAコース年額1,000円・Bコース年額500円(おとな・子ども共通で、1人1口)
 ※見舞金の請求には、交通事故(人身)証明書が必要です。
 ※現在、加入している方も平成30年度は改めて申込みが必要です。
 問合せ 道路交通課交通安全係 ☎042・497・2096

募集 嘱託員(学童クラブ指導員・児童厚生員・保健師)

職種 ①学童クラブ指導員②児童厚生員③保健師
 資格・募集人数 ①②保育士証または教員免許を有する方、もしくは2年以上児童福祉事業に従事(常勤職員に準じた勤務)したことがある方。③保健師の資格を有する方。いずれも若干名
 募集要項の配布 いずれも4月2日(月)から13日(金)までの土・日曜日を除く午前8時30分から午後5時までに職員課で配布(市ホームページからもダウンロード可)
 ※詳しくは募集要項を参照。
 申込み・問合せ いずれも4月13日(必着、土・日曜日を除く)までに所定の用紙に必要事項を記入し、資格証明などの写しを添えて直接窓口または郵送で職員課職員係 ☎042・497・1843へ

募集 「HIROSHIMA and PEACE」参加者

市が加盟する平和首長会議では、青少年「平和と交流」支援事業の一環として、広島市立大学で開講している「HIROSHIMA and PEACE」に、加盟自治体の青少年を招へいする事業を実施しています。
 募集条件など、詳しくは市ホームページまたは平和首長会議のホームページ ☎http://www.mayorsforpeace.org/jp/をご覧ください。
 問合せ 企画課市民協働係 ☎042・497・1803

太陽光発電システムなどの設置に補助金を支給

住宅用新エネルギー・省エネルギー機器の設置費用の一部を助成しています。
 対象 次のすべての条件を満たす方。①市内に住民登録し、実際に居住している②住民税の滞納がない、または非課税の決定を受けている③市内の住宅に新たに補助対象機器などを設置した、または補助対象機器などが設置された住宅を購入し、居住している
 補助額 太陽光発電システム 1台あたり3万円(上限10万円)、家庭用燃料電池(エネファーム) 5万円または当該補助対象機器などの設置に要した額のいずれか低い額
 ※両機器を設置した場合はそれぞれを合わせた金額。
 ※必要な書類など詳しくは市ホームページまたは下記へ。
 平成30年度申込み期間

第2期	第1期
申込み期間	申込み期間
12月1日～5日	1月1日～6月30日
7月1日～12月31日	6月1日～8月31日
平成31年2月2日	

 申込み・問合せ 補助対象機器の設置日(太陽光発電システム)電力供給契約申込書の「承諾日」、ただし「承諾日」が平成29年12月31日以前の場合、合は東京電力の「購入実績お知らせサービス」購入電力量のお知らせの「購入開始年月日」。家庭用燃料電池 東京ガスの「エネファーム安心フルサポート証」の「設備お引渡し日」に応じた申込みの受け付け期間内(左表参照)に必要な書類を添えて、直接水と緑の環境課環境衛生係 ☎042・497・2099へ(郵送不可)

地震の発生に備え、耐震診断や耐震改修の検討を

安全・安心な住宅に住み続けるために耐震診断や耐震改修などの調査・工事に要した費用の一部を助成しています。
 ■耐震診断助成制度
 対象者 左記の対象住宅を所有し、市税を滞納していない方
 対象住宅 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で、延べ床面積の2分の1以上を居住用としている住宅
 助成額 診断費用(税抜き)の3分の2以内で上限10万円
 ※耐震診断を行う機関は、市が指定する機関に限ります。
 指定機関以外の診断機関による診断は、助成の対象外です。
 ■耐震改修助成制度
 対象者 下記の対象住宅を所有し、市税を滞納していない方(所有権が共有とされた住宅を除く)
 対象住宅 上記制度を利用して耐震診断助成の交付対象となった住宅で、診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断された住宅
 助成額 耐震改修工事Ⅱ工事費用の3分の1以内で上限30万円、耐震シェルター等設置工事Ⅱ工事費用の10分の9以内で上限30万円(いずれも税抜き)
 ※ご希望の方は、事前に左記へご相談ください。助成は対象住宅に対して1回限り。
 問合せ まちづくり課まちづくり係 ☎042・497・2093